

## 平成26年度第2回 札幌市国民健康保険運営協議会の概要

### 1 日 時

平成26年(2014年)11月10日(月曜日) 午後6時00分～午後7時19分

### 2 場 所

札幌市役所 地下1階 2号会議室

### 3 出 席 者

#### (1) 運営協議会委員

別添のとおり

#### (2) 事務局

保険医療部長、保険企画課長、保険事業担当課長、国保健康推進担当課長他

### 4 審議事項

議案第1号 出産育児一時金の条例改正について

#### ア 説明の趣旨

- ・ 出産育児一時金については、国民健康保険法で「被保険者の出産に関して、条例又は規約の定めるところにより出産育児一時金の支給を行う」としている。
- ・ 本市でも、札幌市国民健康保険条例(第6条第1項)に出産育児一時金の支給を定めている。なお、その金額は健康保険法施行令で定められた金額に合わせている。
- ・ 現在の出産育児一時金は39万円であり、産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産した場合は3万円を加算し42万円としている。
- ・ 産科医療補償制度は、平成21年1月に創設された制度で、通常の妊娠・分娩にかかわらず脳性麻痺となったものに対し補償金が支払われるもの。
- ・ この制度は分娩機関が掛金を支払うものだが、これにより出産費用が掛金分上昇することが予想されるため、出産育児一時金に加算して支給することとした。
- ・ 平成27年1月からは、産科医療補償制度の掛金が3万円から1万6千円に引き下げられる。
- ・ これとともに、健康保険法施行令で出産育児一時金は39万円から40万4千円に引き上げられる。
- ・ これに伴い、札幌市国民健康保険条例の改正案を本年12月に招集される平成26年第4定例議会提案し、出産育児一時金40万4千円、加算1万6千円と改正する予定。

## イ 協議結果

- ・了承された。

## 5 報告事項

### 報告第1号 平成25年度決算報告について

#### 報告趣旨

- ・16億8千万円の剰余金は、平成26年度に返還する国庫支出金等返還金の財源として「国民健康保険支払準備基金」に積み立てる。
- ・返還が生じる理由は、国から概算で交付された「療養給付費負担金」が実績を上回ったことによる。
- ・この基金に積み立てた分を差し引くと、実質的に収支均衡である。
- ・被保険者数は前年度に比べて減少したが、加入者に占める前期高齢者の割合は増えており、総医療費は引き続き増加している。
- ・歳出の面では医療費適正化事業・保健事業、歳入の面では保険料収納対策を重点的取り組みとしている。
- ・保険料の収納率は予算を上回った（現年度全体分91.17%）。

### 報告第2号 国民健康保険の見直しについて

#### 報告趣旨

- ・国民健康保険の見直しについては、平成26年1月より国と地方の協議の場が開始され、平成27年の通常国会への法案提出が予定されている。
- ・平成26年8月8日に「中間整理」が公表された。
- ・中間整理の内容は、
  - ① 財政上の構造問題の解決
  - ② 都道府県と市町村の役割分担のあり方
  - ③ 保険料の賦課・徴収の仕組みという3点に整理することができる。
- ・保険料設定のあり方については分賦金方式（市町村割り当て方式）が提言されているが、財政責任については基本的に都道府県が担うところ、実質的な財政責任を市町村が負うことになる点を懸念している。
- ・中間整理に対して、指定都市市長会として要望書を提出した。またこれとは別に北海道、北海道市長会、北海道町村会の連名でも要望書を提出している。